

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員の給与等の水準（令和6年度）の取りまとめ

1. 常勤役員の報酬の支給状況（平均）

各法人の役員の報酬水準については、職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると妥当であると考える。

	令和5年度	令和6年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	18,395	18,613	218	1.2
理 事	14,767	14,755	▲12	▲0.1
監 事	12,384	11,833	▲551	▲4.4

2. 常勤役員の退職手当の支給状況

- ・令和6年度中に退職手当の支給を受けた常勤役員は、102人（法人の長10人、理事59人、監事33人）で、総額約24億円が支給された。
- ・業績勘案率により退職手当の額が増減（各国立大学法人等が役員の業績に応じて決定する率）された役員は15名であった。

	退職役員数	支給総額	平均支給額	平均在職期間
	(人)	(千円)	(千円)	
法人の長	1	7,375	7,375	6年
	9	493,827	54,870	43年 2月
理 事	14	53,627	3,831	3年 7月
	45	1,635,588	36,346	34年 1月
監 事	33	164,278	4,978	5年 8月
	-	-	-	-

注 1) 令和6年度中に業績勘案率が確定し、退職手当の支給を受けた役員について、役員としての在職期間のみを有する者の金額の総額等を上段に記載し、職員から引き続いて役員となった者について、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間をもって当該役員の在職期間として算出した金額の総額等を下段に記載している。

注 2) 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬や役員の在職期間等に応じて異なっている。

3. 職員の給与水準

- ・事務・技術職員について、各法人の検証結果等を考慮すると、適切な対応が執られていると考える。
- ・医療職員（病院看護師）について、対国家公務員指数は 100 未満となっているが、一部の病院では 100 を超えていた。これは国家公務員と職員構成が異なること等が原因であると考ええる。

	平均年間給与				対国家公務員指数		
	令和5年度	令和6年度	対前年度差	対前年度比	令和5年度	令和6年度	対前年度差
事務・技術職員	(千円) 5,952	(千円) <u>6,092</u>	(千円) 140	(%) 2.3	86.6	<u>86.0</u>	▲0.6
医療職員 (病院看護師)	5,413	<u>5,650</u>	237	4.4	100.7	<u>98.7</u>	▲2.0

注1)「平均年間給与」は、対国家公務員指数算出の対象となった職員の年間給与総額を全対象職員で除した数値を指す。

注2)「対国家公務員指数」は、国立大学法人等と国家公務員の給与の比率を国立大学法人等の年齢階層別人員構成をウェイトに用いて加重平均した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)であり、国家公務員の給与水準を100とした場合の国立大学法人等の給与水準を表すものである。なお、規模の小さい法人にあっては、人事交流等による職員分布の変化によって、指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(参考)

	平均年間給与				対国家公務員指数		
	令和5年度	令和6年度	対前年度差	対前年度比	令和5年度	令和6年度	対前年度差
教育職員 (大学教員)	(千円) 9,016	(千円) <u>9,245</u>	(千円) 229	(%) 2.5	95.2	<u>95.2</u>	0

注1)「平均年間給与」は、対国家公務員指数算出の対象となった職員の年間給与総額を全対象職員で除した数値を指す。

注2)「国家公務員との給与水準の比較指標」は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

4. 人件費の状況

	令和5年度	令和6年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
給与、報酬等支給総額	881,512,649	<u>900,678,437</u>	19,165,788	2.1
退職手当支給額	60,267,249	<u>72,732,625</u>	12,465,376	17.1
非常勤役職員等給与	501,000,843	<u>531,550,513</u>	30,549,670	5.7
福利厚生費	206,623,531	<u>211,399,887</u>	4,776,356	2.3
最広義人件費	1,649,404,328	<u>1,716,361,516</u>	66,957,188	3.9

注1)「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

注2)「退職手当支給額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額である。

注3)「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

注4)「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員（非常勤等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

注5)「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、千円未満を切り捨ててあるので、合計額は一致しない。